

外貨建て金利スワップ取引等の取扱いに係る制度要綱

2015年2月10日
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
1. 清算対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・金利スワップ取引清算業務の清算対象取引として、以下のものを追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ①変動金利がUSD-LIBOR-BBAであり、期間が1か月、3か月又は6か月の米ドル建ての取引 ②変動金利がEUR-EURIBOR-Telerate/Reutersであり、期間が3か月又は6か月のユーロ建ての取引 ③変動金利がAUD-BBR-BBSWであり、期間が3か月又は6か月の豪ドル建ての取引 ・上記のほか、円貨建て金利スワップ取引について、以下のものを清算対象取引として追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ④変動金利がJPY-LIBOR-BBAであり、期間が1か月の取引 ⑤変動金利がJPY-TIBOR-ZTIBORであり、期間が1か月の取引 ⑥変動金利がJPY-TIBOR-17097（いわゆる「日本円 TIBOR (DTIBOR)」）であり、期間が1か月の取引 ・上記の取引に係る契約の残存期間（債務負担申込日から終了日までの日数）は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①米ドル建ての取引 30年以内 ②ユーロ建ての取引 20年以内 ③豪ドル建ての取引 10年以内 ④円貨建ての取引（JPY-LIBOR-BBA） 40年以内 ⑤円貨建ての取引（JPY-TIBOR-ZTIBOR） 20年以内 ⑥円貨建ての取引（JPY-TIBOR-17097） 10年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・英ポンド建ての取引については対象外とする。 ・外貨建てゼロクーポンスワップ取引については対象外とする。 ・コンパウンディング取引（円貨建てOISを除く。）については米ドル建て取引のみ対象とする。 ・左記の円貨建て金利スワップ取引については、現在清算対象である円貨建て金利スワップ取引と同様の制度とする。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・清算委託者（アフィリエイト及びクライアント）の取引についても清算の対象とする。 	
2. 清算参加者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・金利スワップ清算資格を有する清算参加者は、外貨建て金利スワップ取引の清算についても取り扱うことができることとする。 	
3. 債務負担処理 (1) 債務負担の方法 (2) 休業日の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引の債務負担処理について、取引毎債務負担処理を行う。 ・取引毎債務負担処理は、午前9時から正午までの間及び午後1時から午後4時までの間実施する。 ・外貨建て金利スワップ取引について、対象通貨の本国が営業日であっても、当社の休業日には当該通貨に係る債務負担処理は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨建て金利スワップ取引と同様。
4. 変動証拠金 (1) 変動証拠金所要額 (2) 変動証拠金として授受する通貨 (3) 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各当社営業日における午後3時02分時点のイールド・カーブを使用して算出したNPVと前当社営業日におけるNPVとの変動額を変動証拠金として授受する。 ・外貨建て金利スワップ取引の変動証拠金については、米ドル建て取引は米ドル、ユーロ建て取引はユーロ、豪ドル建て取引は豪ドルにより授受する。 ・外貨建て金利スワップ取引の変動証拠金の資金決済について、当社は日本国内の市中銀行（以下「外貨変動証拠金に係る資金決済銀行」という。）に各通貨に係る口座を開設し資金決済を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イールド・カーブの作成に係るマーケット・データの取扱いは項番7参照。 ・円貨建て金利スワップ取引の変動証拠金については日本円により授受する。 ・外貨変動証拠金に係る資金決済銀行としてみずほ銀行及びシティバンク銀行の指定を予定。 ・当社口座への入金、外貨変動証拠金に係る資金

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建て金利スワップ取引の変動証拠金の支払方清算参加者は、外貨変動証拠金に係る資金決済銀行の当社口座への入金により資金決済を行う。 	<p>決済銀行以外に開設した清算参加者の口座からの入金についても可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社口座への入金方法は、当社口座への送金（振込み）又は逆引き（引き落とし）のいずれかとする。 外貨変動証拠金に係る資金決済銀行に開設する当社口座においては、変動証拠金のほか、変動証拠金に係る利息及びコンプレッションフィーを授受するものとする。
(4) 決済時限	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建て金利スワップ取引の変動証拠金の支払方清算参加者は、日本時間午前11時までに決済を行うものとする。 当社から受方清算参加者への外貨建て金利スワップ取引の変動証拠金の支払いは、日本時間午後1時を目途に行うものとする。 当社から受方清算参加者への支払については、当社からの出金となされた時点をもって決済が履行されたものとして取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、利用する外貨変動証拠金に係る資金決済銀行が定める送金指図到達時限までに振替指図が到達するよう、外貨変動証拠金に係る資金決済銀行に対し資金振替指図を送るものとする。
(5) 資金フェイル	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建て金利スワップ取引について、変動証拠金の支払方清算参加者が、人為的オペレーションミスやシステム障害等に伴い決済時限までに当該変動証拠金の決済を行うことができなかった場合には、それが清算参加者の信用力悪化に起因するものではないことを当社が確認した上で、当該決済を翌当社営業日に繰り延べることとする（以下、当該決済の繰り延べを「資金フェイル」という。）。 資金フェイルを発生させている清算参加者が当該資金フェイルを解消するまでの間、当該資金フェイルに相当する額を当該清算参加者の当初証拠金に加算するものとする。 資金フェイルを発生させた参加者は、当該フェイルに係る遅延損害金を当社に支払うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 資金フェイルについては、原則として、1当社営業日のみ認めるものとする。 遅延損害金の具体的な額等については、別途検討を行う。

項目	内容	備考
(6) 休業日の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の休業日には、変動証拠金所要額の計算及び授受は行わないものとする。 ・ 外貨建て金利スワップ取引について、当社営業日が対象通貨の本国の休業日に該当する場合には、当社は、当該通貨に係る変動証拠金の授受は行わないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建て金利スワップ取引について、対象通貨の本国が営業日の場合であっても、左記の取扱いとする。 □ 左記の変動証拠金相当額については休業日に係る当初証拠金の調整によってカバーする（項番 5. (3) 参照）。
5. 当初証拠金 (1) 当初証拠金所要額 (2) 流動性チャージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建て金利スワップ取引の当初証拠金の計算にあたっては、清算対象取引の金利及び為替に係る過去のマーケット・データの変動を基にシナリオを組成し、円貨建て金利スワップ取引と併せて日本円にて所要額を算出する。 ・ 当初証拠金の計算に用いるイールド・カーブは、各当社営業日における午後 3 時 02 分時点のマーケット・データを基に生成し、為替レートについては、同日における午後 3 時時点のデータを用いる。 ・ 外貨建て金利スワップ取引について、テナー毎のリスク量がマーケットを動かさないでヘッジ取引を執行できる水準を超えた場合には、流動性チャージとして当初証拠金の割増しを行う。 ・ 上記水準を超過した場合の割増額は、ポジション処理時のコストとして、マーケットサーベイを基に設定したアスク・ビッド幅を基に算出する。 ・ 流動性チャージは通貨ごとに算出の上、当初証拠金に加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建て金利スワップ取引の当初証拠金所要額の計算方法は円貨建て金利スワップ取引と同様。 ・ イールド・カーブの作成に係るマーケット・データの取扱いは項番 7 参照。 ・ 円貨建て金利スワップ取引と同様。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係るマーケットサーベイについては、対象通貨に係るポジションを保有する清算参加者及び当該通貨に係る指定清算参加者を対象として行う。 ・ 円貨建て金利スワップ取引と同様の方法により算出する。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係る流動性チャージについて、基本的には円貨建て金利スワップ取

項目	内容	備考
(3) 休業日に係る割増し	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引について、当社営業日において対象通貨本国が休業日である場合、当初証拠金の調整を行う。(カレンシーホリデーマージン) ・外貨建て金利スワップ取引について、当社休業日において対象通貨本国が営業日である場合、当社の休業日の前々当社営業日の夕刻 (End Of Day) 以降算出する当初証拠金所要額に対し、割増しを行う。(東京ホリデーマージン) 	<p>引と同様の方法により算出するが、為替変動リスクについても反映すべく、期待ショートフォール方式に基づいて算出する為替レートにより円転換した金額を通貨ごとに算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、対象通貨に係る変動証拠金、変動証拠金に対する利息及びアップフロントフィー (以下「変動証拠金等」という。) 相当額を、当社営業日かつ対象通貨本国休業日の前当社営業日において算出する当初証拠金所要額に加減 (変動証拠金等の払い方参加者については当初証拠金所要額に加算、受け方参加者については当初証拠金所要額から減額) する。(参考1 参照) ・具体的には、期待ショートフォール方式により、当社休業日の間に対象通貨の本国市場において想定される金利及び為替変動リスク等についてカバーする。(参考2 参照)
(4) 預託方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当初証拠金の預託は、日本銀行の当座勘定を通じて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨建て金利スワップ取引と併せて円建てで当初証拠金所要額を算出するため、預託・返戻についても円建て金利スワップ取引と共通の取扱いとする。以下、項番5.(5)(6)についても同様。
(5) 預託時限	<ul style="list-style-type: none"> ・当初証拠金預託額が、当該口座に係る当初証拠金所要額に対して不足している場合には、不足が生じた日 (算出日) の翌当社営業日の午前11時までに当該不足を解消するものとする。 	

項目	内容	備考
(6) 代用有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初証拠金の預託は、日本円及び代用有価証券（日本国債及び米国債）によるものとする。 	
6. 日中証拠金 (1) 日中証拠金の預託 (2) 預託時限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各当社営業日における午前11時02分時点のマーケット・データを使用して再計算した当初証拠金相当額及び変動証拠金相当額を合計した額を日中証拠金の所要額とする。 ・ 為替レートについては、同日における午前11時時点のデータを用いる。 ・ 日中証拠金は、当初証拠金として預託を行う。 ・ 当初証拠金預託額が日中証拠金の所要額に不足する場合には、不足が生じた日（算出日）の午後3時30分までに預託を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初証拠金と同様、円貨建て金利スワップ取引と併せて日本円にて所要額を算出する。 ・ 円貨建て金利スワップ取引と併せ円建てで日中証拠金所要額を算出するため、預託・返戻についても円建て金利スワップ取引と共通の取扱いとする。
7. 証拠金算出に係るマーケット・データ（気配値）の取扱い (1) イールド・カーブ (2) 気配値の取得元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな清算対象取引に係るイールド・カーブの作成に関するグリッドポイントは別紙のとおりとする。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係るポジションを保有する清算参加者は、変動証拠金等の所要額算出に用いるため、保有するポジションの通貨に係る気配値について、当社に提出を行うものとする。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係る指定清算参加者は、当社が指定する気配値について、当社に提出を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建て金利スワップ取引に係る指定清算参加者については項番7.（4）参照。 ・ 新たな清算対象取引に係る気配値について、現在

項目	内容	備考
(3) 気配値の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、ブローカー／ディーラーのスクリーンにおいて取得可能な気配値を取得する。 ・為替レートは情報ベンダー等から取得する。 ・米ドル建て及び豪ドル建て金利スワップ取引に係る気配値については、各当社営業日における午前11時02分及び午後3時02分時点のものについて、提出を行うものとする。 ・ユーロ建て金利スワップ取引に係る気配値については、以下のものについて提出を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①各当社営業日における午前11時02分時点の気配値 ②各当社営業日における午後5時30分（ロンドン夏時間実施時は午後4時30分）時点の気配値 	<p>清算対象である円貨建て金利スワップ取引の取扱い開始時と同様、取扱い開始後の9か月間は、気配値の信頼性を確保する仕組みとしての手数料加算の措置の適用対象外とする（ドライラン期間）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円貨建て金利スワップ取引についても同様の取扱いとする。 ・為替レートについては午前11時及び午後3時時点のものについて取得する。 ・円貨建て金利スワップ取引と同様。 ・ロンドン市場における引け値等について、東京市場における需給関係等を踏まえ提出を行う。 ・左記②の気配値は、翌当社営業日の午前9時から正午までの取引毎債務負担処理時間帯に算出する日中証拠金相当額に反映される。 ・ユーロ建て金利スワップ取引に係る午後3時02分時点の気配値については提出を行わず、変動証拠金及び当初証拠金の算出においては午前11時02分時点の気配値を継続して利用する。
(4) 指定清算参加者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引に係る指定清算参加者の枠組みは以下のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨建て金利スワップ取引とは別の枠組みとする。 ・外貨建て金利スワップ取引に係る指定清算参加者として申請を行う際に、左記のいずれかの枠組

項目	内容	備考
	<p>①すべての通貨に係る気配値を提出する指定清算参加者</p> <p>②指定清算参加者として申請した通貨に係る気配値を提出する指定清算参加者（通貨ごとの指定）</p> <p>・外貨建て金利スワップ取引に係る指定清算参加者は、清算対象とする契約の残存期間よりも長い期間に対応するグリッドポイントに係る気配値についても、参考値として提出を行うものとする。</p>	<p>みから選択するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引に係る指定清算参加者に対し、インセンティブとして外貨建て金利スワップ取引に係る清算手数料の割引を行う。（具体的な割引水準については引き続き検討を行う。） ・より多くの通貨を取り扱うインセンティブを維持すべく、左記①に該当する指定清算参加者については、ポジションを保有する通貨であっても清算手数料の割引を行う。 ・左記②に該当する指定清算参加者については、ポジションを保有しない通貨について指定清算参加者として気配値の提出を行う場合に、当該通貨の数に応じ清算手数料の割引を行う。
<p>8. クーボンの取扱い (1) 決済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引のクーポンに係る資金決済について、当社は海外の市中銀行（以下「外貨クーポン決済に係る資金決済銀行」という。）に各通貨に係る口座を開設し、各通貨本国の営業時間において資金決済を行う。 ・外貨建て金利スワップ取引のクーポンの支払方清算参加者は、外貨クーポン決済に係る資金決済銀行の当社口座への入金により資金決済を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨クーポンに係る資金決済銀行としてみずほ銀行（米ドル、ユーロ及び豪ドル）、Citibank, N.A.（米ドル及びユーロ）及びCitigroup Pty Limited（豪ドル）の指定を予定している。 ・当社口座への入金は、外貨クーポン決済に係る資金決済銀行以外に開設した清算参加者の口座からの入金についても可能とする。 ・当社口座への入金方法は、当社口座への送金（振込み）又は逆引き（引き落とし）のいずれかとする。

項目	内容	備考
(2) 決済時限	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引のクーポンの支払方清算参加者は、対象通貨ごとに、以下の時限までに決済を行うものとする。 米ドル 午後5時（ニューヨーク現地時間） ユーロ 午後4時45分（ロンドン現地時間） 豪ドル 午後6時（シドニー現地時間） ・当社から受方清算参加者への外貨建て金利スワップ取引のクーポンの支払いは、対象通貨ごとに、以下の時限を目途に行うものとする。 米ドル 午後5時（ニューヨーク現地時間） ユーロ 午後4時45分（ロンドン現地時間） 豪ドル 午後6時（シドニー現地時間） ・当社から受方清算参加者への支払については、当社からの出金となされた時点をもって決済が履行されたものとして取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨クーポンに係る資金決済銀行に開設する当社口座においては、クーポンのほか、アップフロントフィー及びターミネーションフィーを授受するものとする。 ・清算参加者は、利用する外貨クーポン決済に係る資金決済銀行が定める送金指図到達時限までに振替指図が到達するよう、外貨クーポン決済に係る資金決済銀行に対し資金振替指図を送るものとする。
(3) 資金フェイル	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引の変動証拠金と同様、外貨建て金利スワップ取引のクーポンについても資金フェイル制度を導入する。 	
(4) 休業日の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の休業日であっても、債務負担を行った外貨建て金利スワップ取引に係るクーポン決済は実施するものとする。 	
9. 清算基金	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て金利スワップ取引について、通貨ごと及び通貨横断的にストレスシナリオを作成したうえで、円貨建て金利スワップ取引に係るポジションと併せて清算基金所要額を算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算基金所要額の計算方法は円貨建て金利スワップ取引と同様。

項目	内容	備考
<p>10. 破綻処理制度 (1) 破綻管理委員会の役割</p> <p>(2) ヘッジ及びオークション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する清算参加者の破綻時においては、外貨建て金利スワップ取引に係る委員を2社選任する。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係る委員は、いずれかの外貨建て金利スワップ取引に係るポジションを保有する清算参加者から選任する。 ・ ヘッジ及びオークションについては通貨別に行う。 ・ ヘッジ及びオークションの実施タイミングは、破綻管理委員会の委員の助言に基づき、いずれも各通貨建て金利スワップ取引に係る流動性等を踏まえるものとする。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係るオークションへの参加義務は、ポジションを保有する通貨に係るものに限定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻管理委員会の構成は現行どおり5社とする。 ・ 委員の任期は現行どおり1年間とする。 ・ 破綻管理委員会に係る清算参加者リスト更新前30日間にポジションを保有していた清算参加者を対象とする。 ・ 具体的な選任方法は参考3参照。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係る委員の要件については、破綻ポートフォリオに係るリスクの全体的な分析等やヘッジ取引の執行タイミング及び引合い先に係る助言について対応可能であるものとする。 ・ 外貨建て金利スワップ取引に係るヘッジ及びオークションについて、各通貨の本国市場が開いている時間帯に実施することも想定される。 ・ 各清算参加者は、外貨建て金利スワップ取引に係るヘッジ取引の引合い先として、各社における状況を踏まえ、東京デスクと国外デスクの両方又はいずれかの連絡先を事前に届け出るものとする。 ・ 破綻処理開始前3か月間（資格喪失申請を行う場合は30日間）に各通貨に係るポジションを保有していた清算参加者に参加義務を課す。

項目	内容	備考
<p>(3) 損失補償財源の配分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償財源について、最初のオークション実施前に各通貨建て金利スワップ取引に係るリスク量に応じ、以下のとおり通貨ごとに配分する。 <ul style="list-style-type: none"> ①第1順位財源（破綻参加者の当初証拠金・清算基金）及び第2順位財源（JSCCによる負担） 最初のオークション実施日前日の破綻参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額により按分 ②第3順位財源（非破綻清算参加者の清算基金及びJSCC負担）及び第4順位財源（非破綻清算参加者による特別清算料） 各非破綻清算参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額（第3順位財源におけるJSCC負担については、すべての非破綻清算参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額の総額）を、最初のオークション実施日前日から起算した直近30日間について平均した額により按分 ・ 各通貨において最終的に利用した損失補償財源の順位に差異が生じた場合には、前順位の損失補償財源において余剰が発生している通貨からより後順位の損失補償財源を利用している通貨へ事後的に配分することで調整を行う。 ・ 各通貨に対する事後配分について、最初のオークション実施前に配分した損失補償財源については、上記①及び②と同様の方法で按分し、再配分した損失補償財源については、最初のオークション実施日前日の破綻参加者の配分を受ける通貨に係る当初証拠金所要額で按分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポジションを保有しない通貨であっても、任意の参加を可能とする。 ・ 具体的な配分方法は参考4参照。 ・ 第5順位財源（変動証拠金等の勝ち方参加者による負担）については他通貨への配分は行わない。 ・ 左記の配分方法では破綻ポートフォリオのリスクを適切に反映できず、損失補償財源の配分方法を変更することでオークションの成立可能性を高めることが可能となる等、全体のリスク管理の観点から適当であると考えられる場合に限っては、破綻管理委員会の助言に基づき、先行して実施したオークションの損失補償財源を優先的に配分する等の変更を可能とする。 ・ 例えば、日本円において第3順位財源まで利用した一方、他通貨では第1順位の一部しか使用しなかった場合、他通貨の余剰分（第1順位、第2順位分）について日本円で第3順位財源の負担をした参加者・JSCCに事後的に配分を行う。 ・ 損失補償財源の再配分については、項番10.(4)及び(5)参照。 ・ 通貨内の配分については、項番10.(4)における再配分時の費消順位が劣後しているものから順に配分を行う。

項目	内容	備考
(4) オークションの成立可能性を高めるための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションの成立可能性を高めるべく、第3順位財源である非破綻清算参加者の清算基金及び第4順位財源である非破綻清算参加者による特別清算料について、現行と同様の優先費消・劣後費消の仕組みを通貨ごとに設ける。 ・通貨によってオークションの実施タイミングが異なり、先にオークションが成立した通貨に係る前順位の損失補償財源において余剰が発生した場合、当該余剰分を他の通貨へ再配分したうえで他の通貨に係るオークションを実施する。 ・上記余剰分を他の通貨へ再配分した場合における第3順位財源及び第4順位財源については、以下の順位により費消する。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該通貨に係るオークションに参加義務のある清算参加者の当初の配分額 ②当該通貨に係るオークションに参加義務のある清算参加者の再配分額 ③当該通貨に係るオークションに参加義務のない清算参加者の再配分額 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、①未入札参加者、②相場から著しく乖離した価格による入札を行った参加者、③入札参加者（②の参加者を除く。）、④落札参加者、の順に財源を優先的に費消することとしている。 ・最初のオークション実施日前日の破綻参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額により按分する。 ・第3順位財源におけるJSCC負担分については、当初の配分額については左記①と、再配分額については左記②及び③と同順位で費消するものとする。 ・左記の順位内における優先費消・劣後費消については現行と同様。（参考5参照）
(5) オークション不成立時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションの成立・不成立の判断は通貨ごとに行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各通貨に係るオークションにおいて、通貨ごとに配分した損失補償財源で損失額を補填できない場合、当該通貨に係るオークションは不成立とする。 ・すべての通貨について同時にオークションを実施する場合において、当初の配分額ではオークションが不成立になる通貨があるときは、余剰が発生している通貨の損失補償財源を再配分したうえでオークションの成立・不成立の判断を行う。 ・オークションから損失補償までの具体的なフロー

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立となった通貨については、破綻管理委員会の助言を踏まえ、以下のいずれかを実施する。 ①残りの損失補償財源を再配分し、不成立となった通貨に係る再オークションを実施 ②協議を実施 ・ 協議において処理方法が合意された場合、当該合意スキームによる処理を行う。 ・ 協議において処理方法が合意されなかった場合、当該通貨建て金利スワップ取引についてポジション解消を行う。 	<p>は参考6参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最初のオークション実施日前日の破綻参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額により按分する。 ・ 再配分した財源に係る費消順位は項番10.(4)における再配分時の費消順位と同様。 ・ 現行と同様。 ・ 現行と同様。
1 1. 手数料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建て金利スワップ取引の取扱いに係る手数料を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な体系及び料率については、別途、検討を行う。
1 2. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年9月を目途とする。(金融庁長官の認可を前提とする。) 	

以 上

外貨建て金利スワップ取引等に係るイールドカーブの作成に関するグリッドポイント

USD-LIBOR-BBAに係るグリッドポイント

1.USD OIS Curve	
Products	Rates
Fedfunds	O/N
OIS	1W (Fix vs Fedfunds)
OIS	1M (Fix vs Fedfunds)
OIS	2M (Fix vs Fedfunds)
OIS	3M (Fix vs Fedfunds)
OIS	4M (Fix vs Fedfunds)
OIS	5M (Fix vs Fedfunds)
OIS	6M (Fix vs Fedfunds)
OIS	9M (Fix vs Fedfunds)
OIS	1Y (Fix vs Fedfunds)
OIS	18M (Fix vs Fedfunds)
OIS	2Y (Fix vs Fedfunds)
Basis Swap	3Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	4Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	5Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	6Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	7Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	8Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	9Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	10Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	12Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	15Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	20Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	25Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	30Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	40Y (3M LIBOR vs Fedfunds)
Basis Swap	50Y (3M LIBOR vs Fedfunds)

2.USD 1M-LIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 1, LIBOR
FRA	1 x 2, LIBOR
FRA	2 x 3, LIBOR
FRA	5 x 6, LIBOR
FRA	8 x 9, LIBOR
Basis Swap	1Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	18M (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	2Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	3Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	4Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	5Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	6Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	7Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	8Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	9Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	10Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	12Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	15Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	20Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	25Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	30Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	40Y (1M vs 3M), LIBOR
Basis Swap	50Y (1M vs 3M), LIBOR

3.USD 3M-LIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 3, LIBOR
FRA	3 x 6, LIBOR
FRA	6 x 9, LIBOR
Swap	1Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	18M 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	2Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	3Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	4Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	5Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	6Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	7Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	8Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	9Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	10Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	12Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	15Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	20Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	25Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	30Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	40Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR
Swap	50Y 3M/6M(Fix, 30/360), LIBOR

4.USD 6M-LIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 6, LIBOR
FRA	3 x 9, LIBOR
Basis Swap	1Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	18M (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	2Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	3Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	4Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	5Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	6Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	7Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	8Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	9Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	10Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	12Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	15Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	20Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	25Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	30Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	40Y (3M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	50Y (3M vs 6M), LIBOR

EUR-EURIBOR-Telerate/Reutersに係るグリッドポイント

5.EUR OIS Curve	
Products	Rates
EONIA	O/N
OIS	1W (Fix vs EONIA)
OIS	1M (Fix vs EONIA)
OIS	2M (Fix vs EONIA)
OIS	3M (Fix vs EONIA)
OIS	4M (Fix vs EONIA)
OIS	5M (Fix vs EONIA)
OIS	6M (Fix vs EONIA)
OIS	9M (Fix vs EONIA)
OIS	1Y (Fix vs EONIA)
OIS	18M (Fix vs EONIA)
OIS	2Y (Fix vs EONIA)
Basis Swap	3Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	4Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	5Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	6Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	7Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	8Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	9Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	10Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	12Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	15Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	20Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	25Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	30Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	40Y (3M EURIBOR vs EONIA)
Basis Swap	50Y (3M EURIBOR vs EONIA)

6.EUR 3M-EURIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 3, EURIBOR
FRA	3 x 6, EURIBOR
FRA	6 x 9, EURIBOR
Basis Swap	1Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	18M (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	2Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	3Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	4Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	5Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	6Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	7Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	8Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	9Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	10Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	12Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	15Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	20Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	25Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	30Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	40Y (3M vs 6M), EURIBOR
Basis Swap	50Y (3M vs 6M), EURIBOR

7.EUR 6M-EURIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 6, EURIBOR
FRA	3 x 9, EURIBOR
Swap	1Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	18M 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	2Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	3Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	4Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	5Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	6Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	7Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	8Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	9Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	10Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	12Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	15Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	20Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	25Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	30Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	40Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR
Swap	50Y 6M/1Y(Fix, 30/360), EURIBOR

AUD-BBR-BBSWに係るグリッドポイント

8.AUD OIS Curve	
Products	Rates
AONIA	O/N
OIS	1W (Fix vs AONIA)
OIS	1M (Fix vs AONIA)
OIS	2M (Fix vs AONIA)
OIS	3M (Fix vs AONIA)
OIS	4M (Fix vs AONIA)
OIS	5M (Fix vs AONIA)
OIS	6M (Fix vs AONIA)
OIS	9M (Fix vs AONIA)
OIS	1Y (Fix vs AONIA)
OIS	18M (Fix vs AONIA)
OIS	2Y (Fix vs AONIA)
Basis Swap	3Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	4Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	5Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	6Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	7Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	8Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	9Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	10Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	12Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	15Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	20Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	25Y (3M BBSW vs AONIA)
Basis Swap	30Y (3M BBSW vs AONIA)

9.AUD 3M-BBSW	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 3, BBSW
FRA	3 x 6, BBSW
FRA	6 x 9, BBSW
Swap	1Y 3M/3M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	18M 3M/3M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	2Y 3M/3M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	3Y 3M/3M(Fix, Act/365), BBSW
Basis Swap	4Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	5Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	6Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	7Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	8Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	9Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	10Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	12Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	15Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	20Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	25Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	30Y (3M vs 6M), BBSW

10.AUD 6M-BBSW	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 6, BBSW
FRA	3 x 9, BBSW
Basis Swap	1Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	18M (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	2Y (3M vs 6M), BBSW
Basis Swap	3Y (3M vs 6M), BBSW
Swap	4Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	5Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	6Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	7Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	8Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	9Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	10Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	12Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	15Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	20Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	25Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW
Swap	30Y 6M/6M(Fix, Act/365), BBSW

JPY-LIBOR-BBAに係るグリッドポイント

11.JPY 1M-LIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 1, LIBOR
Swap	3M1M
Swap	6M1M
Swap	9M1M
Basis Swap	1Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	18M (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	2Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	3Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	4Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	5Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	6Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	7Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	8Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	9Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	10Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	12Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	15Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	20Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	25Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	30Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	35Y (1M vs 6M), LIBOR
Basis Swap	40Y (1M vs 6M), LIBOR

JPY-TIBOR-ZTIBORに係るグリッドポイント

12.JPY 1M-ZTIBOR	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 1, ZTIBOR
Swap	3M1M
Swap	6M1M
Swap	9M1M
Basis Swap	1Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	18M (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	2Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	3Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	4Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	5Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	6Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	7Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	8Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	9Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	10Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	12Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	15Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	20Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	25Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	30Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	35Y (1M vs 6M), ZTIBOR
Basis Swap	40Y (1M vs 6M), ZTIBOR

JPY-TIBOR-17097に係るグリッドポイント

13.JPY 1M-DTIBOR	
Products	Rates
Basis Swap	1M (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	3M (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	6M (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	9M (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	1Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	18M (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	2Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	3Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	4Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	5Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	6Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	7Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	8Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	9Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	10Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	12Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	15Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	20Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	25Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	30Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	35Y (1M vs 1M), D-Z SP
Basis Swap	40Y (1M vs 1M), D-Z SP

カレンシーホリデーマージン (Currency Holiday Margin) について

● 当社営業日において対象通貨本国が休業日である場合

- 対象通貨本国(以下「本国」という。)休業日については、対象通貨に係る変動証拠金、変動証拠金に係る利息及びアップフロントフィー(以下「変動証拠金等」という。)に係る決済が困難である一方、直近のマーケット・データによって評価した当該対象通貨に係るポジションの時価(NPV)の変動等については、リスク管理上適切に捕捉する必要がある。
- ⇒ 当該対象通貨に係る変動証拠金等相当額を、当社営業日かつ本国休業日の前当社営業日の夕刻(End Of Day: 以下「EOD」という。)において算出する当初証拠金所要額に加減(変動証拠金等の払い方参加者については当初証拠金所要額に加算、受け方参加者については当初証拠金所要額から減額)する。
- ⇒ 加減額を算出する際には、当該変動証拠金等相当額について、算出日の午後3時時点の為替レートを基に円転換することで算出する。

具体的なイメージ

(2014年)

		5/23(金)	5/26(月)
都市	東京	○	○
	NY	○	×
資金決済 (対象通貨・決済場所)	変動証拠金等 (USD・東京)	○	● (変動証拠金等の授受を行わない)
	クーポン (USD・NY)	○	×
対象通貨に係る変動証拠金等相当額のIMへの加減		-	● (5/23EODで算出)

具体的な数値※1イメージ	5/22(木)	5/23(金)	5/26(月)
NPV (EOD時点)	USD 110	USD 105	
変動証拠金等※2			0 (本来はUSD-5)
対象通貨に係る変動証拠金等相当額のIMへの加減額※3 (対象通貨建てを円転して算出)	-	-	JPY -500 (USD -5 x 100※4)

- ※1 表中の数値はイメージ。
- ※2 変動証拠金等の払い方の場合には負数。
- ※3 当該変動証拠金相当額の払い方の場合には負数。
- ※4 1ドル=100円換算と仮定。

変動証拠金等相当額の払い方となるため、JPY 500を当初証拠金に加算する。

○: 営業日又は資金決済を行う日 ×: 休業日又は資金決済を行わない日 ●: 休業日の取扱いの対象

東京ホリデーマージン(Tokyo Holiday Margin)について

● 当社休業日において対象通貨本国が営業日である場合

- 当社休業日において対象通貨本国(以下「本国」という。)が営業日である間は、当該通貨の本国市場において想定される金利及び為替変動リスク等(以下「金利変動リスク等」という。)を捕捉することができず、当該金利変動リスク等を即時に当初証拠金等に反映することが困難な状況にあることから、当該金利変動リスク等については、当社休業日の前当社営業日において事前にカバーすることが、リスク管理上必要であると考えられる。
- ⇒ 本国における金利変動リスク等をカバーすべく、当社休業日の前々当社営業日の夕刻(End Of Day: 以下「EOD」という。)以降算出する当初証拠金所要額について、期待ショートフォール方式により算出した額の割増しを行う。

具体的なイメージ

(2014年)

		7/18(金)	7/21(月)	7/22(火)
都市	東京	○	×	○
	NY	○	○	○
資金決済 (対象通貨・ 決済場所)	変動証拠金等 (USD・ 東京)	○	×	○
	クーポン (USD・NY)	○	○	○
当社休業日に係る 当初証拠金の割増し		● (7/17EODから 割増しを適用)	—	—

具体的な数値*イメージ	7/18(金)	7/21(月)	7/22(火)
当初証拠金	JPY 105	—	JPY 107
当社休業日に係る当初証拠金の割増し額	JPY 10	—	—
割増し後当初証拠金	JPY 115	—	JPY 107

※ 表中の数値はイメージ。

当社休業日(7/21)における本国の金利変動リスク等を事前にカバーすべく、前々当社営業日(7/17)のEOD以降算出する当初証拠金所要額について割増しを行う。

○: 営業日又は資金決済を行う日 ×: 休業日又は資金決済を行わない日 ●: 休業日の取扱いの対象

外貨建て金利スワップ取引に係る破綻管理委員の選任方法について

- 外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する清算参加者の破綻時においては、外貨建て金利スワップ取引に係る破綻処理を進める必要があることから、外貨建て金利スワップ取引に係る委員を2社選任する。
- 外貨建て金利スワップ取引に係る委員に選任された清算参加者は、当該委員の要件について対応可能な担当者を破綻管理委員会に派遣し、当該担当者は外貨建て金利スワップ取引の破綻処理に係る助言を行う。

具体的なイメージ

- 破綻管理委員会の委員はA～E社の5社（いずれも円建てIRSのポジションのみ保有）の状況下で、いずれかの外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する清算参加者Zの破綻を想定した場合、委員の選任方法は以下のとおりとなる。
 - 外貨建て金利スワップ取引が破綻処理の対象となるため、いずれかの外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する清算参加者2社を、外貨建て金利スワップ取引に係る委員として選任する必要がある。
 - 上記①の外貨建て金利スワップ取引に係る委員2社を選任すべく、破綻発生時の委員の次位にあたり、かつ、いずれかの外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有するF社及びG社を外貨建て金利スワップ取引に係る委員に選任する。（F社及びG社については、外貨建て金利スワップ取引の委員に選任される可能性がある者として、あらかじめ委員候補として選任しておく。）
 - ②に伴い、破綻発生時の委員のうち円建てのポジションのみを保有する下位の委員であるD社及びE社を委員から外し、リスト上F社及びG社と入れ替える。
- 上記のほかに想定されるケースにおける選任方法は以下のとおり。
 - 破綻発生時の委員のうち1社がいずれかの外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する場合は、上記①～③における2社を1社と読み替えるものとする。
 - 破綻発生時の委員のうち2社がいずれかの外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する場合は、当該2社が外貨建て金利スワップ取引に係る委員となる。
 - 破綻発生時の委員のうち3社以上がいずれかの外貨建て金利スワップ取引のポジションを保有する場合は、委員のうち上位の清算参加者が外貨建て金利スワップ取引に係る委員となる。

破綻管理委員会に関する参加者リスト

参加者	JPY	USD	EUR	AUD
A社	○			
B社	○			
C社	○			
D社	○			
E社	○			
F社	○	○		
G社	○		○	
H社	○			○
...
破綻参加者	JPY	USD	EUR	AUD
Z社	○	○	○	○

○:ポジションを保有する通貨

損失補償財源の配分について

- 損失補償財源について、最初のオークション実施前に各通貨建て金利スワップ取引に係るリスク量に応じ、下表のとおり通貨ごとに配分する。


順位	財源	各通貨オークションへの配分方法
第1順位	破綻参加者の当初証拠金・清算基金	最初のオークション実施日前日の破綻清算参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額で按分
第2順位	JSCCによる負担(20億円)	
第3順位	JSCCによる負担(20億円)	すべての非破綻清算参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額の総額を、最初のオークション実施日前日から起算した直近30日間について平均した額で按分
	生存参加者の清算基金	各非破綻清算参加者の各通貨に係る当初証拠金所要額を、最初のオークション実施日前日から起算した直近30日間について平均した額で按分
第4順位	生存参加者による特別清算料	
第5順位	変動証拠金等の勝ち方清算参加者による負担	当該通貨内での利用のみ(他通貨への配分は行わない)

- なお、上表の配分方法では破綻ポートフォリオのリスクを適切に反映できず、損失補償財源の配分方法を変更することでオークションの成立可能性を高めることが可能となる等、全体のリスク管理の観点から適当であると考えられる場合に限っては、破綻管理委員会の助言に基づき、先行して実施したオークションの損失補償財源を優先的に配分する等の変更を可能とする。

損失補償財源の再配分に係る優先費消・劣後費消について

- 全通貨同時にオークションを行う場合において当初配分された財源では不足が生じる通貨に係るオークション、通貨毎に別のタイミングで行われるときの後続のオークション及び財源不足により結果として不成立となった通貨の再オークション(以下「再オークション等」という。)において、財源が充足した通貨に係る残りの財源については、再オークション等に係る通貨に再配分を行う。
- この際の第3順位財源及び第4順位財源の費消順位は下表のとおりとする。

優先費消・劣後費消の順序(※1)	
1	再オークション等の対象通貨のオークション参加義務のある清算参加者が当初の配分により負担する財源 JSCCが当初の配分により負担する財源(第3順位財源のみ)
2	再オークション等の対象通貨のオークション参加義務のある清算参加者が再配分により負担することとなった財源 JSCCが再配分により負担することとなった財源(第3順位財源のみ)
3	再オークション等の対象通貨のオークション参加義務のない清算参加者が再配分により負担することとなった財源



優先費消

劣後費消

※1: オークションへの参加促進のため、それぞれの順位内において、さらに以下のような順序で費消を行うこととする。

第1順位: 未入札参加者

第2順位: 相場から著しく乖離した価格(※2)による入札を行った参加者

第3順位: 入札参加者(落札参加者及び相場から著しく乖離した価格(※2)による入札参加者は除く)

第4順位: 落札参加者

※2: 相場から著しく乖離した価格とは、その価格を落札価格としてオークションが成立した場合において、当社に生じる損失額が、損失補償財源(第3順位財源に係る優先費消・劣後費消は第3順位財源まで、第4順位財源に係る優先・劣後費消については第4順位財源まで)を超えることになるすべての価格を指す。

オークションから損失補償までのフローについて

